

令和6年9月3日招集
令和6年9月3日提出

令和6年竹田市議会

第3回定例会提出議案

竹 田 市

番 号	件 名
報告第 5 号	専決処分事項「令和 6 年度竹田市一般会計補正予算（第 2 号）」について
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 6 4 号	令和 6 年度竹田市一般会計補正予算（第 3 号）について
議案第 6 5 号	令和 6 年度竹田市長湯温泉療養文化館特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 6 号	令和 6 年度竹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 6 7 号	令和 6 年度竹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 8 号	令和 6 年度竹田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 9 号	令和 6 年度竹田市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 0 号	竹田市議会議員及び竹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
議案第 7 1 号	竹田市選挙公報の発行に関する条例の制定について
議案第 7 2 号	竹田市ウェイクケーブルパーク施設設置条例の廃止について
議案第 7 3 号	竹田市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 7 4 号	竹田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第 7 5 号	竹田市地域包括支援センターが実施する包括的支援事業に係る人員に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 7 6 号	動産の買入れについて
議案第 7 7 号	財産の貸付けについて
議案第 7 8 号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
議案第 7 9 号	字の区域の変更について
認定第 1 号	令和 5 年度竹田市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 5 年度竹田市立こども診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 5 年度竹田市長湯温泉療養文化館特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 5 年度竹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 5 年度竹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和 5 年度竹田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	令和 5 年度竹田市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	令和 5 年度竹田市久住高原荘特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9 号	令和 5 年度竹田市水道事業会計決算の認定について
認定第 1 0 号	令和 5 年度竹田市簡易水道事業会計決算の認定について
認定第 1 1 号	令和 5 年度竹田市農業集落排水事業会計決算の認定について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に対し次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
竹田市久住町大字久住 7 6 6 1 番地 3	佐 藤 美 紀	昭和 33 年 5 月 15 日

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

議案第 70 号

竹田市議会議員及び竹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

竹田市議会議員及び竹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

竹田市議会議員及び竹田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、竹田市議会議員及び竹田市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 竹田市議会議員及び竹田市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日（以下「届出日」という。）から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。次条において同じ。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、竹田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担の額及び手続)

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、

当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下この条において「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき届出日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定めるところにより算定した作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定めるところにより算定した作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額及び手続)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、その額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の状況の公表)

第12条 委員会は、公費負担の状況について委員会が定めるところにより公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第71号

竹田市選挙公報の発行に関する条例の制定について

竹田市選挙公報の発行に関する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

竹田市選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、竹田市議会議員及び竹田市長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下「選挙」という。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 竹田市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、選挙が行われるときは、当該選挙の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会に申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする事項等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し、又は記録してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立

ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 委員会は、選挙公報を、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日の前日までに配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による選挙公報の配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所、支所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行の中止)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続は、中止する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第72号

竹田市ウェイクケーブルパーク施設設置条例の廃止について

竹田市ウェイクケーブルパーク施設設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

竹田市ウェイクケーブルパーク施設設置条例を廃止する条例

竹田市ウェイクケーブルパーク施設設置条例（平成２７年竹田市条例第４０号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

議案第７３号

竹田市国民健康保険条例の一部改正について

竹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年９月３日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

竹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

竹田市国民健康保険条例（平成１７年竹田市条例第１３７号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合において」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関

係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 7 4 号

竹田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

竹田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

竹田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

竹田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年竹田市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	竹田市身体障害児及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年竹田市条例第 1 2 4 号）による医療費の助成に関する

	る事務であって規則で定めるもの
3 市長	竹田市子ども医療費の助成に関する条例（平成１７年竹田市条例第１２５号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	竹田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（平成１７年竹田市条例第１３３号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則に定めるもの
6 市長	在宅重度障害者住宅改造助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	軽度・中度の聴覚障がい児に対する支援に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の１ 市長の部特定個人情報の欄を次のように改める。

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害児福祉手当若しくは特別児童扶養手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付若しくは養育医療に

要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第２の１１ 市長の部中「外国人生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）」に改め、同表に次のように加える。

１３ 市長	竹田市身体障害児及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
１４ 市長	竹田市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
１５ 市長	竹田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
１６ 市長	在宅重度障害者住宅改造助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

17 市長	軽度・中度の聴覚障がい 児に対する支援に関する 事務であって規則で定め るもの	生活保護関係情報、外国人生活保護 関係情報、地方税関係情報又は住民 票関係情報であって規則で定める もの
-------	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

竹田市地域包括支援センターが実施する包括的支援事業に係る人員に関する
基準を定める条例の一部改正について

竹田市地域包括支援センターが実施する包括的支援事業に係る人員に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月3日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

竹田市地域包括支援センターが実施する包括的支援事業に係る人員に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

竹田市地域包括支援センターが実施する包括的支援事業に係る人員に関する基準
を定める条例（平成28年竹田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項中「職員の員数」を「職員及びその員数（地域包括支援センター運
営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省
令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議
会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状
況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センタ

一の職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。次項において同じ。)」に改め、同項第 3 号中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「省令第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 市内の第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人未満の場合
- (2) 第 1 項の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
- (3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第 1 号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね 1,000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
--------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和6年9月3日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

- | | |
|----------|---|
| 1 買入物件 | 救急自動車1台及び救急資機材一式 |
| 2 契約の相手方 | 大分県大分市長浜町2丁目2番32号
株式会社消防防災 大分本店
本店長 葛城 繁利 |
| 3 契約の方法 | 要件設定型一般競争入札 |
| 4 買入価格 | 40,590,000円 |
| 5 納入期限 | 令和7年2月27日 |

議案第 77 号

財産の貸付けについて

竹田市統一財産等管理条例（平成 17 年竹田市条例第 62 号）第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり財産を貸付けすることについて、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

- | | |
|-----------|--|
| 1 財産の種類 | 土地（東部団地） |
| 2 所在 | 竹田市久住町大字久住字仁田ノ原 4052 番 3 の一部 |
| 3 面積 | 93, 500 平方メートル |
| 4 貸付けの期間 | 貸付契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日 |
| 5 貸付けの相手方 | 竹田市久住町大字栢木 5801 番地 5
市営さくら住宅 B202
村本 匠 |

議案第 78 号

大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大分県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月1日指令地行第2202号)の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第79号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更する。

令和6年9月3日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

編入される区域		編入する字
字	区 域	字
竹田市荻町高練木 字通り山	1771、1772	竹田市荻町高練木 字中山

認定第 1 号

令和 5 年度竹田市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度竹田市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 2 号

令和 5 年度竹田市立こども診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度竹田市立こども診療所特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 3 号

令和 5 年度竹田市長湯温泉療養文化館特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度竹田市長湯温泉療養文化館特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 4 号

令和 5 年度竹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度竹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 5 号

令和 5 年度竹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度竹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 6 号

令和 5 年度竹田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度竹田市介護保険特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 7 号

令和 5 年度竹田市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度竹田市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 8 号

令和 5 年度竹田市久住高原荘特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度竹田市久住高原荘特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 9 号

令和 5 年度竹田市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度竹田市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 10 号

令和 5 年度竹田市簡易水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度竹田市簡易水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

認定第 1 1 号

令和 5 年度竹田市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度竹田市農業集落排水事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘